

その他の制度

【求職者支援制度】

<p>求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。</p>	
<p>職業訓練受講給付金</p>	<p>ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練または公共職業訓練を受講する特定求職者（雇用保険に加入できなかった方や自営業を廃業した方など）が、一定の要件（本人の収入が月8万円以下など）を満たす場合に「職業訓練受講手当」、「通所手当」、「寄宿手当」が受給できます。</p>
<p>求職者支援資金融資</p>	<p>職業訓練受講給付金を受給しても、その給付金だけでは訓練受講中の生活費が不足する場合に融資を受けることができます。</p>

【最低賃金法】

<p>国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。</p>	
<p>地域別最低賃金</p>	<p>産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場では、働くすべての労働者に対して適用される最低賃金 ※静岡県の最低賃金：913円（令和3年10月2日～）</p>
<p>特定（産業別）最低賃金</p>	<p>特定の産業について設定されている最低賃金 ※特定最低賃金：産業によって、915円～970円（令和3年12月20日～）</p>

【賃金支払確保法】

<p>未払賃金の立替払事業</p>	<p>会社の倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立て替え払いする制度です。</p>
-------------------	--

かいごほけんほう
【介護保険法】

<p>だいごうひほけんしゃ 第1号被保険者 (65歳以上の者)</p>	<p>ようかいごじょうたいとうげんいんと 要介護状態等になった原因を問わず、要介護認定ま たは要支援認定を受けると介護保険サービスを受け ることができます。</p>
<p>だいごうひほけんしゃ 第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の 医療保険加入者)</p>	<p>ようかいごじょうたいとうげんいんとくていしつぺい 要介護状態等になった原因が特定疾病であるときに かぎ 限り、要介護認定または要支援認定を受けると介護 ほけん 保険サービスを受けることができます。 【特定疾病】 がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと はんだん 判断したものに限る)・関節リウマチ・ きんいしゆくせいそくさくこうかしょうこうじゅうじんたいこっかしょうこっせつともな 筋萎縮性側索硬化症・後縦靭帯骨化症・骨折を伴う こつそしょうしょうしょうろくきにんちしょうびょう 骨粗鬆症・初老期における認知症・パーキンソン病 かんれんしつかんしんこうせいかくじょうせいまひだいのうひしつきていかくへんせいしょう 関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 およびパーキンソン病)・脊髄小脳変性症・脊柱管 およびょうせいのうへんせいしょうせきちゅうかん 狭窄症・早老症・多系統萎縮症・糖尿病性神経障害・ とうりょうびょうせいじんしょうおよとうりょうびょうせいもうまくしょうのうけっかんしつかん 糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症・脳血管疾患・ へいそくせいどうみゃくこうかしょうまんせいへいそくせいはいしつかんりょうがわひざかんせつ 閉塞性動脈硬化症・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節 または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p>
<p>かいごきゅうふ 介護給付</p>	<p>ようかいごにんていもの 要介護認定を受けた者で、かつ要介護度(介護が必要 な度合い)により、様々な介護サービスが受けられま す。 【主なサービス】 ほうもんじたく 訪問サービス(自宅でサービスを受ける)通所サービ ス(日中に施設でサービスを受ける)、施設サービ ス(施設で生活しながらサービスを受ける)など</p>
<p>よほうきゅうふ 予防給付</p>	<p>ようしえんにんていもの 要支援認定を受けた者で、かつ要支援(支援が必要 な度合い)により、様々な介護サービスが受けられま す。 おも 主なサービス：訪問サービス、通所サービスなど</p>